



令和2年9月1日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
子育て支援課	母子保健係	丹羽 由香里	内線 2430 直通 058-272-1111 FAX 058-278-2880

低出生体重児（出生体重1, 500グラム未満）の保護者に向けた「ぎふすくすく手帳」の配布を開始しました

県では、出生体重1, 500グラム未満で生まれたお子さんの育児を支援するため、母子健康手帳を補完する県独自の「ぎふすくすく手帳」を作製し、本日、令和2年9月1日（火）から配布を開始しましたのでお知らせいたします。

記

- 1 作製目的** 保護者の不安を軽減するとともに、低出生体重児の子育てに必要な情報を提供し、きめ細やかな支援を行う。
- 2 対象者** 出生体重が1, 500グラム未満で生まれた子どもの保護者で希望する者
- 3 掲載内容**
 - ・成長発達や、育児、治療の記録
 - ・先輩ママや医療機関のスタッフからのお母さんやご家族へのメッセージ
 - ・医療的ケア※1が必要な場合の対応
 - ・退院後の相談窓口
 - ・よくある質問と回答
 - ・出生体重1, 500グラム未満児用の発育曲線※2

※1：在宅等で日常的に行われる、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為

※2：身長や体重が標準範囲内かどうか評価するための図
- 4 配布方法** お子さんが入院している病院、または、市町村保健センター窓口にて配布

<低出生体重児>

出生体重が、2, 500グラム未満の児をいう。また、低出生体重児のうち、特に出生体重が1, 000グラム以上1, 500グラム未満の児を「^{ごく}低出生体重児」、1, 000グラム未満の児を「^{ちよう}超低出生体重児」という。

資料

◎手帳の表紙・裏表紙（A6サイズ（母子健康手帳と同じ）全52ページ）



◎低出生体重児（1,500g未満）発育曲線（身長・体重）（抜粋）

